

平成17年度事業評価書要旨

(平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成17年8月
金 融 庁

I 事業評価の実施に当たって

1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、一昨年、昨年に引き続き事業評価（事前評価）を実施することとしました。なお、平成18年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

（1）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

（2）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

（3）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

① 必要性の観点

- （ア）公益性の有無
- （イ）国で行う必要性の有無
- （ウ）民営化・外部委託の可否
- （エ）緊要性の有無
- （オ）他の類似施策の有無

② 有効性の観点

(ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果

(イ) 効果の発現が見込まれる時期

③ 効率性の観点

(ア) 手段の適正性

(イ) 効果とコストの関係に関する分析

(ウ) 適正な受益者負担

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

8月9日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、事業評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

II 各事業の評価結果

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化

1. 事業の目標、目的

証券取引法に基づく有価証券報告書等の企業内容等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の基盤整備等を行うものです。

2. 事業の内容

証券取引法に基づく企業内容等の開示書類の電子化については、平成 13 年 6 月に有価証券報告書、半期報告書等について、14 年 6 月に有価証券届出書、発行登録書等について、15 年 6 月に大量保有報告書等について、それぞれ電子媒体による提出が可能となるよう関係法令等の整備を行うとともに、順次、電子開示システムの構築を行いました。また、16 年 6 月からは、有価証券報告書、有価証券届出書等について、電子媒体による提出が原則義務化されました。これを受けて E D I N E T では、16 年度以降について、証取法関連法令改正による様式の追加・変更に対応するとともに、技術革新により日々変化するインターネット環境に対応するためのセキュリティ対策やユーザーの利用環境の変化への対応等、システムの基盤整備を実施しています。

18 年度の事業内容としては、証取法関連法令改正の対応、セキュリティ対策等、E D I N E T の更なる基盤整備を実施することとしています。

・ 18 年度概算要求額（401,106 千円）

また、金融庁は、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）に基づき、17 年度末までのできる限り早期に、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画を策定し、業務・システムの効率化、合理化に取り組むこととしています。今般、当該最適化計画に先立って策定することとされている業務・システムの見直し方針が策定され、当該見直し方針において、業務・システム最適化は、以下の基本理念に基づき実施することとしています。

- 諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが進んでいる XBRL を E D I N E T にも導入することで開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに広く国民が利用しやすいシステム環境を整備する
- 開示書類等に係る審査を強化するために審査支援機能を充実させる

- 類似の機能を持つサブシステムを統合するとともに、システムの効率的な開発と運用を実現するために、現在の企画開発・運用契約を見直すことにより、コスト低減を図る
- 以上を実現するためにはシステムの抜本的な変更が必要となることから、システムの再構築を行う

今後、当該基本理念に基づいて業務・システム最適化計画を策定した後、システムの再構築を18年から2年間（総額 3,589,948 千円）で実施する予定としております。

3. 評価

（必要性）

企業内容等の開示制度の電子化の推進は、電子政府構築の先駆けとして取り組んできたものであり、諸外国においても国の機関が進めている公共性の高い事業であること、また、提出書類には、有価証券の発行者等の事業上の秘密の保持のため非縦覧となる情報も含まれていることから、今後とも国が直接担うべきものです。

（有効性）

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、平成12年5月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立した後、13年6月に有価証券報告書、半期報告書等について、14年6月に有価証券届出書、発行登録書等について、15年6月に大量保有報告書等について、17年4月には公開買付公告について、それぞれ開示手続きの電子化が可能となるよう、関係法令等の整備及びシステム構築に取り組んできました。

こうしたシステム開発・整備等の取組みによって、13年6月の開示書類電子化の適用開始当初におけるEDINETによる開示書類等の提出会社数は延べ約500社（13年6月末）に止まっていましたが、16年6月末では延べ約6,200社に増加し、17年6月末には延べ約8,300社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバへの月別アクセス件数も、適用開始当初（13年7月～14年6月）の月平均は約28,000件でありましたが、15年度は約83,613件、16年度は約139,473件と大幅な増加傾向にある一方、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、12年では年間18,000人を超えていたものが、15年では約10,800人、16年では約7,900人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものです。

また、システムの再構築に伴い、EDINETにXBRLが導入されることにより、提出会社の事務負担が軽減されることに加え、投資家にとって企業情報の迅速な入手が可能になるとともにデータ加工等の利便性が格段に向上します。これにより、

投資家がより質の高い投資情報をより迅速に入手できるようになると見込まれます。

(効率性)

企業内容等の開示手続きを電子化した場合、提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストの低減が図られるほか、それに伴う証券市場の更なる活性化が期待されます。

特に、E D I N E Tの再構築については、システムの開発・運用費用として毎年約7億円の削減が見込まれており、システムのライフサイクル・コスト（新システムの初期開発費用＋毎年のシステム開発・運用費用）で比較した場合でも、既存のシステムを継続運用するよりコスト的に割安となる見込みとなっています。また、E D I N E TのX B R L化により、提出者の事務負担の軽減、投資家にとっての財務データへのアクセスの向上、分析、加工の容易性を通じ、証券市場の活性化が期待される一方、審査業務においても財務データの入力作業を大幅に削減できるなど、要するコストに対する効果はきわめて大きいものと考えられます。

ITキャラバン

1. 事業の目標、目的

本事業は、金融機関が自らの経営判断の下、IT を戦略的に活用していく上で有意な情報提供を行うことを目的としています。

2. 事業の内容

金融機関の IT 担当者等の参加を念頭に有識者等によるパネルディスカッション等をシンポジウム形式で実施します。

・18 年度概算要求額（28,522 千円）

3. 評価

（必要性）

金融機関が IT を如何に活用しこれに如何に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものです。

しかし、金融分野における IT 活用の実情を示す統計情報等が存在しない現状においては、各金融機関は自社の IT 投資の効率性やビジネス戦略上の位置付けの評価を十分行うことが困難な状況にあるのではないかと考えられます。

こうした状況の下、民間（個社ないし業界団体）では収集困難な情報等を、国が取り纏めて提供することは、各金融機関における今後の IT 投資判断の参考となるばかりでなく、今後、金融行政が各種金融インフラの整備を進める上でも有用ではないかと考えられます。

（有効性）

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

今後見込まれる効果としては、金融機関が IT キャラバンで提供される情報も活用し、自らの経営判断の下、IT を戦略的に活用していくことを通じて、利用者ニーズに即した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになると考えられます。

（効率性）

本事業を全国の財務局・財務事務所を通じて実施することを踏まえ、同一地域で重複しないように実施することとしているため、本事業に係るコストは必要最小限であると考えます。

また、現時点において、効果の程度を具体的に明示することは困難ですが、事業実施の効果をフォローアップすべく、キャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対してアンケートを実施する他、平成 18 年度末に一般の金融商品・サービスの利用者に対し「利用者満足度調査」を実施することとしています。

金融経済教育を考えるシンポジウムの開催

1. 事業の目標、目的

国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係等についての知識・理解が必要であり、当該施策により国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図ることを目的としています。

2. 事業の内容

「金融経済教育に関する論点整理」（平成 17 年 6 月 30 日）では、金融庁の役割として当庁主催のシンポジウムの効果的な活用が謳われているところであり、当該シンポジウムについては、関係省庁、民間団体等各方面との連携を高める場として最大限に利用します。具体的には、タイムリーに、各方面で活躍している団体等が金融経済教育の取り組みの発表や意見交換を行う場を提供するとともに、併せてパンフレット及び副教材の提供を行うこととしています。

・ 18 年度概算要求額（10,255 千円）

3. 評価

（必要性）

金融経済教育については、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、「金融を含む経済教育等の実践的教育とともに、学校での国際教育を促進する」とされているほか、金融改革プログラムにおいても、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」とされており、シンポジウムの開催はこうした施策を実現する事業として金融改革プログラム工程表に位置づけられているものであるため、国が行う必要があります。

（有効性）

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

今後見込まれる効果としては、金融経済教育の一層の推進により、国民 1 人 1 人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身に付けてもらうことが期待できます。

（効率性）

金融知識の普及という施策の性格上、シンポジウムにおける効果とコストの関係

を定量的に分析することは困難ですが、金融経済教育の一層の推進が図られることになれば、将来、「賢い消費者」が社会の中に増加することになり、金融市場の活性化や「自己選択・自己責任」社会の実現が期待できるため、これらの事業に要するコストに比して、もたらされる効果は十分に大きいものと考えられます。

少額短期保険募集人管理業務システム開発

1. 事業の目標、目的

我が国において特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業（特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業）を行う、いわゆる根拠法のない共済については、総務省の調査結果報告によれば、近年、その数は急増しているとされております。その中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がなされております。

このような状況を踏まえ、また、金融審議会（金融分科会第二部会）における検討報告をも踏まえ、保険業法の改正（平成 17 年 5 月 2 日公布「保険業法等の一部を改正する法律」）により、根拠法のない共済のうち、保険期間が 2 年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が 1,000 万円を超えない政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）者については、新たな規制の枠組みが導入されることとされています。

その規制のひとつとして、少額短期保険の募集を行う者は一定の者を除いて、少額短期保険登録簿に登録しなければならないこととする募集規制により、保険会社の保険募集人と同様、保険募集時における虚偽表示や重要事項の不告知の禁止等の保険募集に関する禁止行為についての規定や監督についての規定等が適用されることとされています。

本事業では、この少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備することを目的としています。

2. 事業の内容

少額短期保険業への新たな規制は、18 年 4 月に施行する方向で調整していることから、可能な限り早急な環境整備が必要とされているところであります。

少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理を当庁の個別の業務システムとして追加することにより、受付・審査・公文書作成作業の効率化が図られます。

18 年度の事業計画としては、当該システムの開発及び電子申請・届出システムとの連携を行うことによりシステム全体の稼働を図るものです。

- ・ 18 年度概算要求額（23,093 千円）

3. 評価

（必要性）

システムの開発は、国の責務と位置づけられる少額短期保険募集人の管理業務の

実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

(有効性)

システムの開発により、少額短期保険募集人の登録申請者等の利便性が向上するほか、データベース化による検索時間の短縮化等事務効率の改善を図るために必要な情報処理の実現、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化が見込まれます。

また、オンライン申請により情報管理面での安全性が高まることが見込まれます。

(効率性)

システムの構築は、少額短期保険業者の登録等の迅速かつ的確な事務の実施を支える効果をもつものです。具体的には、当該個別業務システムの構築と、本システムと「電子申請・届出システム」との連携により、申請等のオンライン化、少額短期保険募集人情報のデータベース化等が可能となり、当庁の募集人管理事務（登録申請・変更届出の受付、審査、募集人情報の検索等）の効率化、申請者の利便性向上等が図られます。仮にシステムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

電子申請・届出システムの e-GOV に整備する窓口システムの利用

1. 事業の目標、目的

利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一することを目的としています。

2. 事業の内容

電子政府構築計画（2003年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定2004年6月14日一部改定）において、「利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一する。このため、総務省は、e-Gov に、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を2005年度末（平成17年度末）までに整備する。これに伴い、各府省は、それぞれの電子申請システムについて、機能の見直しを行う。」とされています。

また、IT政策パッケージ2005（2005年2月24日IT戦略本部決定）において、「e-Gov を整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請の見直しについては、原則として2006年度末までに対応する。」とされています。

そのため、平成18年度中に電子申請の受付・交付の業務を統合するための窓口システム向け機能等を開発する必要があります。

・18年度概算要求額（221,589千円）

3. 評価

（必要性）

当庁に対する申請・届出等を受け付けることは、国固有の責務であり、国が直接行うべきものです。

（有効性）

これまでは、e-Japan 重点計画及び電子政府構築計画等に基づき電子申請・届出の推進を図ってきたところです。

今後は、申請方法等を統一すること等により、利用者にとっての利便性の向上、システム保守費用の削減等の効果が見込まれます。

（効率性）

当該事業は、利用者にとって、便利で使いやすいシステムとするためのものです。また、現在、府省別に行う必要のある環境設定を省ける効果があります。

バーゼルⅡの国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備

1. 事業の目標、目的

バーゼルⅡにおいては、当局の承認を必要とする手法（基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法及び先進的計測手法）の採用を希望する金融機関に対して、各国当局が、金融機関のリスク管理手法の適切性について検証を行うことが求められています。

金融機関の高度化したリスク管理手法の適切性について検証を行うためには、シミュレーションや統計解析等を行うことが不可欠であり、情報管理等のセキュリティを維持しながら、これらの業務を適切に遂行するためには、バーゼルⅡの承認審査に対応したシステム整備を図っていくことが必要不可欠です。

なお、バーゼルⅡについては、金融改革プログラムにおいても金融機関のリスク管理の高度化の促進に向けた契機と位置づけられているところです。

2. 事業の内容

平成18年度末から実施が予定されているバーゼルⅡに先立ち、17年度末からは金融機関が新規制に基づく予備計算をおこなうこととされています。金融庁では、17年度予算に基づき、18年度末に適用が開始される基礎的内部格付手法の承認審査に必要なシステムについての開発を進めているところですが、19年度末から適用が開始される先進的手法（先進的内部格付手法及び先進的計測手法）の採用を希望する金融機関に対しては、更に高度なリスク管理手法の適切性の検証を行うことが必要です。このため、現在開発中のシステムにつき、18年度において、その機能強化を図ることが必要と考えます。

・18年度概算要求額（146,268千円）

3. 評価

（必要性）

バーゼルⅡについては、先進的手法等の採用を希望する金融機関に対して、各国の金融監督当局による十分な検証が求められており、我が国においても国が直接行うべきものです。

（有効性）

バーゼルⅡの実施による金融機関のリスク管理の高度化を通じ、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化に資するとともに、監督当局としても監督手法の更なる向上が図られるものと考えます。

(効率性)

本システムの機能強化は、先進的手法に関する承認手続を迅速かつ的確に行う効果を持つものです。承認手続においては、金融機関のリスク管理手法及びこれにより計量化された各種パラメーターの適切性について検証を行うため、高度な統計分析等が必要であり、システムを利用して行うことにより、当該業務の迅速かつ確かな実施が可能となります。仮にシステムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がシステムの開発コストよりも遥かに大きいと見込まれるほか、必要とされる分析の多くを実施することが困難となり、バーゼルⅡにより国際的に求められている当局による検証が十分に行い得ないこととなります。

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

1. 事業の目標、目的

本事業は金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握することを目的としています。更に、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことを目指しています。

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組めます。

2. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステムに再構築し、平成16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用されております。

18年度の事業内容は、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とする機能追加を行うとともに、預金取扱金融機関にかかる徴求項目の追加・変更などの機能変更を行うことにより、システムの一層の機能強化を図ります。

・18年度概算要求額（270,671千円）

3. 評価

（必要性）

コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置づけられる金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

（有効性）

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。

16年9月期の徴求報告からは、預金取扱金融機関について、オンラインでのデー

タ徴求が可能となり、17年6月末時点で約90%の預金取扱金融機関がオンライン報告に移行しました。加えて、財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所において中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

また、オンライン報告により、即時でのデータの形式的なエラーチェックも可能となるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られるうえ、情報管理面においても安全性が高まるものと考えます。

なお、保険会社についても、システム再構築を行うことにより、預金取扱金融機関と同様の効果が見込まれます。

(効率性)

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

なお、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とすることによるシステム統合効果として、年間2千万円程度のシステム運用経費の削減が見込まれます。

(当該金額については、今後、最適化計画を策定する中でさらに精緻化を図ります。)